

四日市市告示第100号

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第35条に基づき申請者に貸与している自動車臨時運行許可番号標のうち、使用不能となった番号標について、四日市市自動車臨時運行許可取扱規則（平成3年四日市市規則第1号）第5条第3項の規定に基づき失効したことを告示する。

令和8年3月18日

四日市市長 森 智広

1 許可番号標番号

三重32-06四日市

三重32-63四日市

三重32-35四日市

三重33-14四日市

三重32-38四日市

三重33-25四日市

以上 6 件

（財政経営部市民税課）